

平成24年9月7日  
第2418号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 告 示

- 都市計画の変更による送付図書の縦覧（477～479・都市計画課）…………… 1
- 建設業の許可の取消し（480・北秋田地域振興局総務企画部）…………… 2
- 道路区域の変更（481、482・北秋田地域振興局建設部）…………… 2
- 建設業の許可の取消し（483・秋田地域振興局総務企画部）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了（484・秋田地域振興局建設部）…………… 3
- 道路の供用開始（485・雄勝地域振興局建設部）…………… 3

### 公 告

- 条件付き一般競争入札の実施（技術管理課）…………… 3
- 財団法人都道府県会館災害共済事業及び機械損害共済事業経営状況公告（財産活用課）…………… 5
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（財産活用課）…………… 5
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可（平鹿地域振興局農林部）…………… 6

### 人事委員会規則

- 人事委員会規則11-1（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則…………… 6

## 告 示

### 秋田県告示第477号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、能代市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月7日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき図書  
能代都市計画用途地域の変更の総括図、計画図及び計画書
- 2 縦覧場所  
秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

### 秋田県告示第478号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、能代市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月7日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき図書  
能代都市計画特別用途地区の変更の総括図、計画図及び計画書
- 2 縦覧場所  
秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

### 秋田県告示第479号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、能代市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月7日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき図書

二ツ井都市計画用途地域の変更、能代都市計画及び二ツ井都市計画道路の変更、能代都市計画及び二ツ井都市計画公園の変更、能代都市計画緑地の変更、二ツ井都市計画下水路の変更、能代都市計画汚物処理場の変更並びに能代都市計画火葬場の変更の総括図及び計画書

## 2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

## 秋田県告示第480号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年9月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成24年7月31日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社伊藤建設  
大館市早口字堤の沢45番地の3  
代表取締役 伊 藤 實  
秋田県知事許可(特-19)第1295号
- 3 処分の内容  
建築工事業及び大工工事業に係る特定建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成24年7月31日付けで建築工事業及び大工工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 秋田県告示第481号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年9月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	105号	北秋田市阿仁比立内外1字釜内沢外3国有林2045林班い小班地内	50.40~122.90	0.065
	新	105号	〃	50.40~133.30	0.065

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年9月7日から同月20日まで

## 秋田県告示第482号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年9月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	285号	北秋田郡上小阿仁村福館字村岱3番1地先から字館26番1地先まで	9.20~23.00	0.159
	新	285号	〃	9.20~29.80	0.159

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課  
 (2) 期間 平成24年9月7日から同月20日まで

**秋田県告示第483号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年9月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成24年8月29日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
青木建設株式会社  
潟上市昭和久保字北野細谷道添129番地  
代表取締役 青 木 貞 雄  
秋田県知事許可（特-21）第3349号
- 3 処分の内容  
土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成24年8月22日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

**秋田県告示第484号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により平成24年7月13日付け指令秋建-2-12で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
男鹿市船川港女川字鶴ノ崎130番地1  
社会福祉法人樹園 理事長 竹 村 岩 男
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
男鹿市船川港台島字中台107番、108番

**秋田県告示第485号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年9月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	398号	雄勝郡羽後町字蛇喰10番2から字前野106番まで

- 2 供用開始の期日 平成24年9月7日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
  - (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
  - (2) 期間 平成24年9月7日から同月20日まで

**公 告**

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

平成24年9月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務名  
平成24年度 設計図書電子化業務委託 GK24-Y9
- (2) 業務概要  
契約書電子化 一式  
設計書電子化 一式  
図面電子化 一式
- (3) 履行期限  
平成24年11月30日まで
- (4) 業務場所  
発注者が承諾した場所（原稿を受注者に貸与）

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本店を秋田県内に有すること。
- (3) 本業務と同種又は類似業務（紙資料の電子化業務等）を元請として履行した実績があること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）でないこと。
- (6) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

## 3 設計図書等を示す場所等

- (1) 本業務に係る仕様書、契約書（案）、金額を記載しない内訳書、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県建設部技術管理課積算管理班  
（電話018-860-2419）

## (2) 交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成24年9月7日（金）から同月14日（金）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

## 4 入札執行の日時及び場所

平成24年9月18日（火）午後1時30分  
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁6階西フロア会議室

## 5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第160条及び第161条に規定するところによる。ただし、財務規則第162条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

## 6 その他

## (1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (2) 入札の無効

財務規則第166条に規定するところによる。

## (3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

## (4) 契約書作成の要否 要

## (5) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

地方自治法第263条の2第2項により、財団法人都道府県会館から平成23年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成24年9月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 災害共済事業

分担金その他収入	767,894,182円
災害共済金その他支出	538,643,695円
正味財産	1,713,486,317円

2 機械損害共済事業

分担金その他収入	441,397,935円
災害共済金その他支出	167,033,930円
正味財産	690,861,575円

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年9月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所 在 地	地目等	面 積 (㎡)	予定価格 (円)
1	北海道札幌市南区真駒内上町二丁目9番2	宅地	379.09	17,300,000
		共同住宅	延 227.73	4,300,000

2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
1	出納局財産活用課 調整・財産管理班（電話018-860-2735） 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号	平成24年9月7日（金）から同年10月24日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

3 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	北海道経済センター 第2会議室 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目	平成24年10月30日（火）午前10時

4 現場説明会の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	北海道札幌市南区真駒内上町二丁目9番2	第1回 平成24年10月10日（水）午後3時
		第2回 平成24年10月11日（木）午前10時

5 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。）。

郵便による提出の場合は、2に掲げる期間内必着のこと。

6 入札参加申込みに必要な書類等

(1) 個人の場合

住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）

(2) 法人の場合

法人の登記事項証明書

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

8 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

9 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

10 その他

詳細に関しては、出納局財産活用課（電話018-860-2735）に照会のこと。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、阿気土地改良区から申請があった土地改良事業（維持管理事業）計画の変更について、平成24年8月28日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成24年9月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

人 事 委 員 会 規 則

人事委員会規則一一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月七日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則一一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一鹿角市本庁の項中「次長」の下に「、国体事務局長」を加え、「、地域共働コーディネーター」を削り、「会計管理者、課長」の下に「、室長」を加え、同表鹿角市出先機関の項中「福祉事務所一所长」を「福祉事務所  
地域包括支援セ  
ンター一所长  
センター長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）